

伊勢湾・三河湾のイカナゴの資源管理に関する 広域漁業調整委員会指示について

1. 資源管理の概要

伊勢湾・三河湾は、東北海域、瀬戸内海とともに日本におけるイカナゴの主要漁場の一つであり、愛知県、三重県の主に船びき網漁業で漁獲され、煮干加工用、養殖餌料用として利用されているが、これまで年間の漁獲量は極めて大きく変動してきた。

これまで、漁獲物の安定供給及び漁家経営の安定化を目的に、資源回復計画（平成18年度～平成23年度）から引き続いて、資源管理計画に基づく下記2の取組を行ってきた。

なお、平成28年以降は、自主的管理措置による禁漁により、漁獲は行われていない。

2. 資源管理の取組内容

（1）終漁時残存資源尾数の確保

当歳魚の残存資源尾数が20億尾を下回ると認められる日を操業禁止の開始日として設定。

（2）保護区の設定

親魚保護のための保護区を設定。

（3）保護育成期間の設定（保護休漁）

市場価値の低い漁獲サイズ期に一定の保護育成期間を設定。

3. 広域漁業調整委員会指示の概要

上記2（1）「終漁時残存資源尾数の確保」の取組に関し、両県の漁業者による協議にて終漁日を設定しているが、法的担保措置を継続することで、これまでの資源管理の取組を確実なものとする。このため、漁業法第二百一条に基づく広域漁業調整委員会指示を行う。

① 委員会会長は、必要に応じ、イカナゴの残存資源尾数が20億尾を下回ると認められる日を定める。

② 委員会会長は、①の日を定めたときは、遅滞なく、当該日から11月30日までの間、イカナゴの採捕を目的とした操業を禁止する旨、関係漁業者に通知する。

③ 関係漁業者は、上記②の通知により、イカナゴの採捕を目的とした操業が禁止された期間中は、当該操業を行わない。

（注：平成28年以降、自主的管理措置による禁漁が行われてきたため、本委員会指示に基づく「会長が定める日」は定めていない。）

太平洋広域漁業調整委員会指示第三十六号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、愛知県及び三重県の海面におけるいかなご漁業について、次のとおり指示する。

令和二年十二月二日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 関 いずみ

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「いかなご漁業」 愛知県漁業調整規則（令和二年愛知県規則第七十一号）第四条第一項第二号に規定する漁業のうちいわし・いかなご船びき網漁業及びいかなご船びき網漁業並びに三重県漁業調整規則（令和二年三重県規則第六十七号）第五条第一項第二号に規定する漁業のうちいわし・いかなご船びき網漁業、伊勢湾口いわし・いかなご船びき網漁業、親いかなご船びき網漁業及びばっち網漁業
- (2) 「いかなご残存資源尾数」 愛知県及び三重県の海面におけるいかなごの当歳魚の尾数

2 操業期間の制限

- (1) 太平洋広域漁業調整委員会会長（以下「委員会会長」という。）は、必要に応じて、いかなご残存資源尾数が二十億尾を下回ると認められる日を定める。
- (2) 委員会会長は、(1)の日を定めたときは、遅滞なく、当該日から十一月三十日までの間、いかなごの採捕を目的とした操業を禁止する旨、いかなご漁業を営む者に通知する。

- (3) いかなご漁業を営む者は、(2)の通知により、いかなごの採捕を目的とした操業が禁止された期間中は、いかなごの採捕を目的とした操業を行ってはならない。

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年一月一日から令和三年十二月三十一日までとする。

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、愛知県漁業調整規則（令和 2 年 11 月 20 日県規則第 71 号）第 4 条第 2 号に規定する機船船びき網漁業につき、愛知県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
(1)いわし・いかなご船びき網漁業	伊勢湾、三河湾及び渥美外海のうち許可証に記載した操業区域	1 月 1 日から 12 月 31 日までの範囲内において許可証に記載した操業期間	許可証に記載した推進機関の馬力数	20 トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数	－	－
(2)いかなご船びき網漁業	伊勢湾、三河湾及び渥美外海のうち許可証に記載した操業区域	11 月 1 日から翌年 6 月 20 日まで ただし、推進機関の馬力数が 127 キロワット* ¹ を超える場合は伊勢湾及び三河湾の漁業時期は 2 月 1 日から 5 月 31 日まで これらの範囲内において許可証に記載した操業期間	許可証に記載した推進機関の馬力数	15 トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数	－	－
(3)さより船びき網漁業	伊勢湾、三河湾及び渥美外海のうち許可証に記載した操業区域	別記「漁業時期」の範囲内において許可証に記載した操業期間	伊勢湾及び三河湾を操業区域とする場合にあっては 260 キロワット* ² 以下の範囲内にお	15 トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数	－	－

			いて許可証に記載した推進機関の馬力数 渥美外海を操業区域とする場合にあっては許可証に記載した推進機関の馬力数			
(4)いわし船びき網漁業	伊勢湾、三河湾及び渥美外海のうち許可証に記載した操業区域	伊勢湾及び三河湾にあっては5月1日から翌年2月末日まで 渥美外海にあっては1月1日から12月31日まで これらの範囲内において許可証に記載した操業期間	許可証に記載した推進機関の馬力数	15 トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数	—	—

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

—

別記 さより船びき網漁業の漁業時期

操業区域	漁業時期
伊勢湾	4月15日から5月31日まで、10月15日から12月31日まで
三河湾	4月1日から6月30日まで、10月15日から12月31日まで
渥美外海	2月1日から5月31日まで、10月15日から12月31日まで 使用船舶の推進機関の馬力数が127キロワット* ¹ を超える者にあっては、2月1日から5月31日まで

- ＊１ 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成１３年農林水産省令第１５３号）附則第２条第１項に規定する推進機関を搭載する漁船については、「１２７キロワット」とあるのは、「３５馬力」と読み替える。
- ＊２ 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成１３年農林水産省令第１５３号）附則第２条第１項に規定する推進機関を搭載する漁船については、「２６０キロワット」とあるのは、「６０馬力」と読み替える。

令和２年１１月２０日

愛知県知事 大村秀章

三重県漁業許可事務の手引き（抜粋）

第 1 知事許可漁業の漁業種類

【船舶ごとに許可を要する漁業】

漁 業 種 類			船舶のトン数等制限
法定知事許可漁業	中型まき網	かつお・まぐろまき網 (定数)	1 そうまき 40 トン未満
		外海火光利用あぐり網 (定数)	2 そうまき 20 トン未満
		外海火光利用夏あぐり網 (定数)	
		伊勢湾口火光利用あぐり網 (定数)	1 そうまき 34 トン未満
		伊勢湾口火光利用夏あぐり網 (定数)	2 そうまき 20 トン未満
		いわしあぐり網 (定数)	ただし、伊勢湾口火光利用
		魚目あぐり網 (準定数)	夏あぐり網は、
	小型機船底びき網	たい巾着網 (準定数)	1 そうまき 20 トン未満
			2 そうまき 15 トン未満
		その他の小型機船底びき網	10 トン未満
知事許可漁業	機船びき網	まめ板網 (定数)	但し木曾三川内水面における
		手繰第 1 種 たたき網 (定数)	貝けた網は 5 トン未満、餌料け
		手繰第 2 種 備前網 (定数)	た網は 3 トン未満
		えびびき網 (定数)	
		自家用餌料びき網	
		手繰第 3 種 貝けた網	伊勢湾内の推進機関は、
		なまこけた網	260 キロワット以下
		なまこ・かきけた網	(60 馬力以下)
		噴射ポンプ式貝けた網	
		餌料けた網	
	小型まき網	ばっち網 (定数)	10 トン以上 20 トン未満
		ばっち網 (しらす) (定数)	10 トン以上 20 トン未満
		いわし・いかなご船びき網 (定数)	3 トン以上 10 トン未満
		しらす船びき網 (定数)	3 トン以上 10 トン未満
		共内しらす船びき網	3 トン以上 10 トン未満
		伊勢湾口いわし・いかなご船びき網	3 トン以上 20 トン未満
		親いかなご船びき網	10 トン以上 20 トン未満
		しらうお船びき網	10 トン未満
		さより船びき網 (準定数)	15 トン未満、但し共同漁業権
		いわし船びき網	内におけるものは 10 トン未満
		一そういわし船びき網	3 トン以上 10 トン未満
	小型まき網	火光利用小型あぐり網	5 トン未満